

関川村
一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

ともに力を合わせてつくる
循環型の美しいむら せきかわ

平成30年3月

関川村

目 次

1	1 基本的事項	1
	(1) 計画の目的と位置付け.....	1
	(2) 計画期間.....	2
	(3) 計画の構成.....	2
	(4) 計画の基本理念.....	2
2	2 ごみ処理基本計画	3
	(1) ごみ処理の課題.....	3
	(2) 基本方針.....	4
	(3) 計画の目標.....	4
	(4) 施策体系.....	6
3	3 生活排水処理基本計画	7
	(1) 生活排水処理の課題.....	7
	(2) 基本方針.....	9
	(3) 計画の目標.....	9
	(4) 施策体系.....	10

□基本用語の説明

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿及び生活雑排水）」に分類される。「ごみ」は店や事務所などの事業活動による「事業系ごみ」と、家庭の普段の生活によって出る「家庭ごみ」に分類される。（産業廃棄物とは、事業活動で発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの20種類の廃棄物のこと。）
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された考え方。天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減した社会のこと。循環型社会形成推進基本法では、第一に、製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として利用し、最後にどうしても利用できないものは処分するという順序が重要としている。
発生抑制	ごみになるものを受け取らないこと。具体的には、レジ袋や包装紙、割り箸を断る、衝動買いをしないなど。
排出抑制	ものを大切に使い、排出するごみを減らすこと。リユース、リサイクルより大切な行動。
再使用	一度使用された製品や容器等を繰り返し使うこと。
リサイクル	ごみを資源として再び利用すること。
合併処理浄化槽	主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

1 基本的事項

(1) 計画の目的と位置付け

一般廃棄物[※]処理基本計画（以下「基本計画」という。）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「関川村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第3条」に基づき策定される法定計画です。

本基本計画は、一般廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、適正処理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とします。関川村では平成25年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）を策定していますが、計画の策定から5年を経過したことから、現行計画の考え方を踏襲しつつ、総合的かつ中長期的な視点から、関川村における一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正な処理を行うための計画を定めます。

策定にあたっては、図1-1に示す国の法制度、国と県の関連計画、関川村の基本計画や下水道等の関連計画との整合のとれた計画とします。関川村基本構想の将来像「豊かで住みよい活気ある村」づくりを具体化するための計画の1つとして位置付けられています。

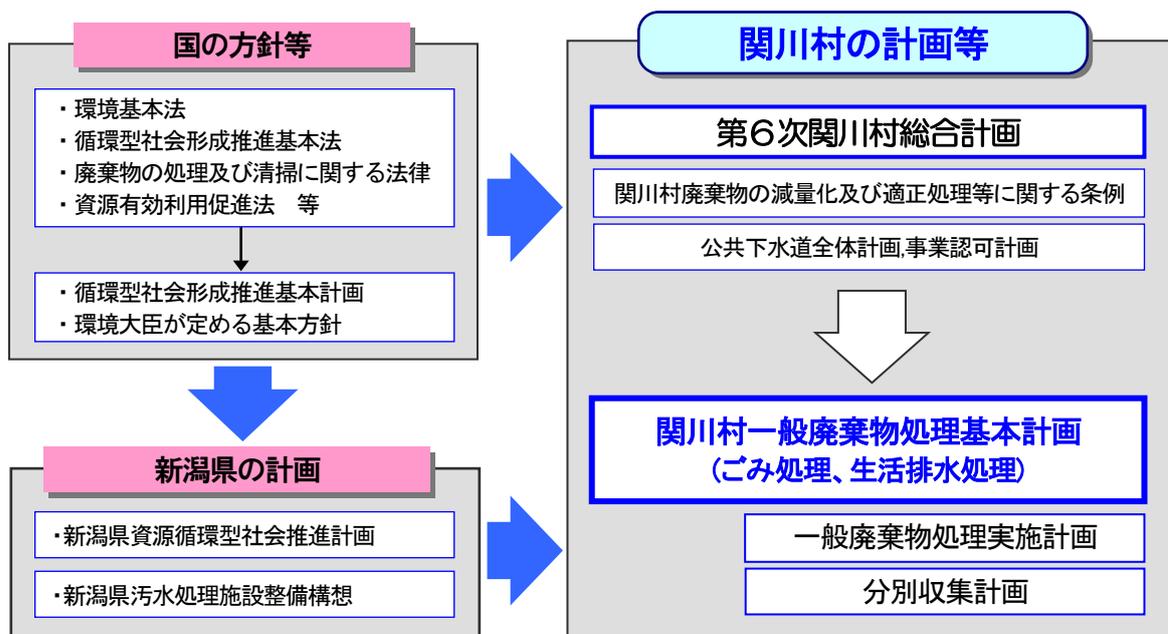


図1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

※一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水（し尿及び生活雑排水）」に分類される。「ごみ」は、家庭の日常生活で生じる「家庭ごみ」と、店舗、事務所、レストランなどの事業活動で生じた「事業系ごみ」に分類されます。

(2) 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を最終年度とする10年間の計画とします。また、5年後を目途に必要な応じた見直しを予定し、社会情勢の変化や法制度の変更等により必要が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

計画の目標は、中間目標年度と最終目標年度に設定します。

(3) 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理の現状の整理、現行計画目標の達成状況、一般廃棄物の発生量及び処理量の予測結果、現状と課題の整理、基本方針、目標の設定、及び施策（発生抑制及び資源化計画、収集・処理・処分計画等）を明記します。

本計画は、ごみ処理編（ごみ処理基本計画）と生活排水処理編（生活排水処理基本計画）で構成します。

(4) 計画の基本理念

村は、第6次関川村総合計画「後期計画」における将来像として、『豊かで住みよい活気ある村』を目標とし、基本理念の1つとして「むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとします」とし、村民と村との協働によってさまざまな取り組みを進めています。

本基本計画でも、集落やコミュニティ組織、学校、事業者による活動との役割分担が重要であり、それぞれの立場で知恵を出し合い、村民一人ひとりが暮らし方についても工夫していくことが求められます。

これらを踏まえて、一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正処理を進める計画の基本理念を次のように掲げます。

【計画の基本理念】

ともに力を合わせてつくる循環型の美しいむら せきかわ

2 ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の課題

①分別の徹底

可燃ごみは、木・竹・わら類とビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等のごみ類の割合が増加しており、紙類のごみ量も多く含まれると考えられます。これらをきちんと分別することが、ごみ減量の第一歩として重要です。特に、分別を周知すべき品目については、特集チラシを配布するなどの啓発も求められます。

②家庭で、地域でできる取り組みの促進

収集可燃ごみに多く含まれる生ごみを庭や畑で利用したり、地域での集積所の管理・見回りなど、家庭や地域による発生抑制・排出抑制と資源化への取り組みが重要となっています。

これまでの集落での取り組み実績も参考にしながら、ごみを正しく出してもらうための指導や、看板設置などによる不法投棄への対応を村、村民、事業者協働で推進する必要があります。

③事業系ごみ（生ごみの資源化、剪定枝など）

事業系の生ごみや剪定枝は、まとまった量と同じ性状のものが排出されるため、資源化に適しています。村内で発生する事業系の生ごみや剪定枝等を焼却処理せずに資源として生かすため、利用へ向けた体制づくりや調査研究を進める必要があります。

④効率よい収集等の検討

収集について、品目毎に実際の排出量と内容に応じ、その回収頻度を見直すなど、効率化・適正化に向けた検討が必要です。

収集可燃ごみに混入して出されている古紙類への対応について、資源ごみとしての回収率が向上する排出方法を検討します。

⑤周辺自治体との協力体制の維持

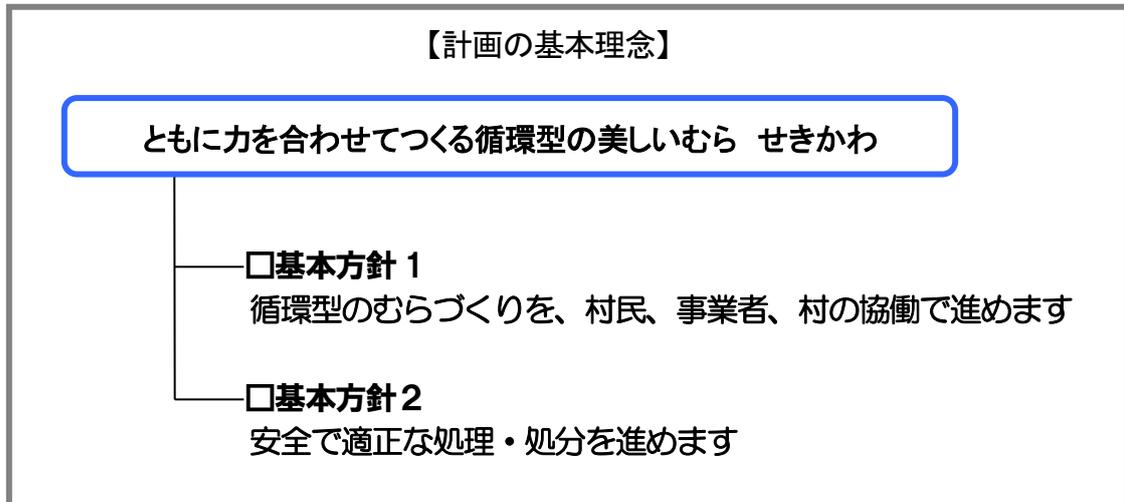
村では村有の処理施設がなく、可燃ごみの焼却を中心に、中間処理や最終処分を村上市に委託しており、今後も引き続きこの協力体制を維持していく必要があります。

また、大災害時の相互支援、不法投棄対策、有料化手数料の見直しなど、周辺自治体とのかかわりのある課題についても協調して取り組むことが重要となっています。



(2) 基本方針

計画を推進するための基本理念と基本方針を以下のように定めます。



(3) 計画の目標

ごみ処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を、次の3つの指標項目について定めます。

本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

表 1 計画の目標

指標項目	実績 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度	最終目標 平成 39 年度
①村民 1 人 1 日当たり 資源ごみ以外の収集 ごみ排出量	522 g/人・日	522 g/人・日以下	521 g/人・日以下
②総ごみ排出量	2,047 t/年	1,907 t/年	1,810 t/年
③村民 1 人 1 日当たり 直接資源化量	134 g/人・日	134 g/人・日以上	134 g/人・日以上

算出式

①村民 1 人 1 日当たり排出量 = (収集可燃ごみ量 + 収集不燃ごみ量) ÷ 総人口 ÷ 365 日

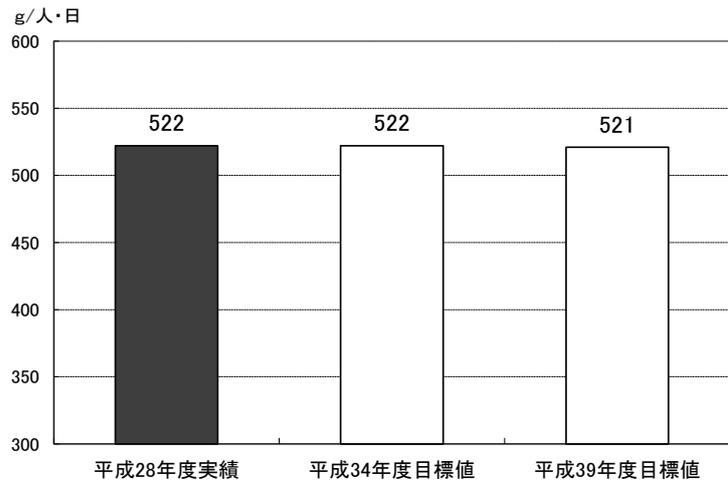
②総ごみ排出量 = 収集可燃ごみ量 + 収集不燃ごみ量 + 収集資源ごみ量 + 持ち込みごみ量

③村民 1 人 1 日当たり直接資源化量 = 収集資源ごみ量 ÷ 総人口 ÷ 365 日

① 村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量

収集される可燃ごみと不燃ごみの村民1人1日当たりの量を算出したもので、総人口の増減に関係なく、指標として使用できます。

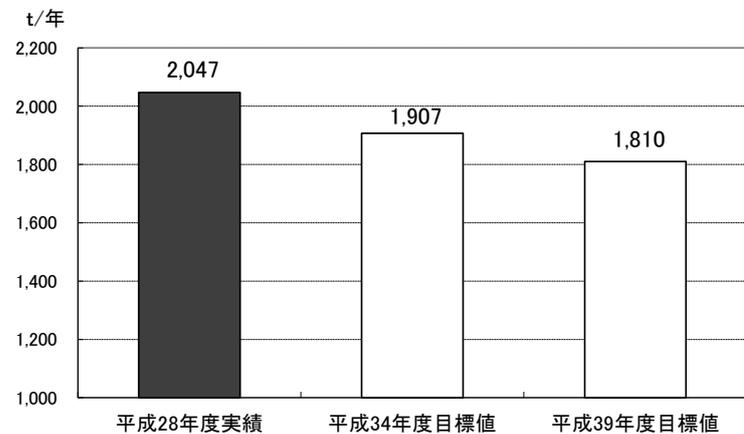
一人分の量であることから、村民に排出者としての当事者意識を持ってもらいやすい数値です。資源ごみ以外の収集ごみの傾向が把握できます。



①村民1人1日当たり収集ごみ(資源以外)排出量(g/人・日)

② 総ごみ排出量

収集されるごみと資源ごみ及び持ち込みごみの年間総量です。人口増減により変動します。

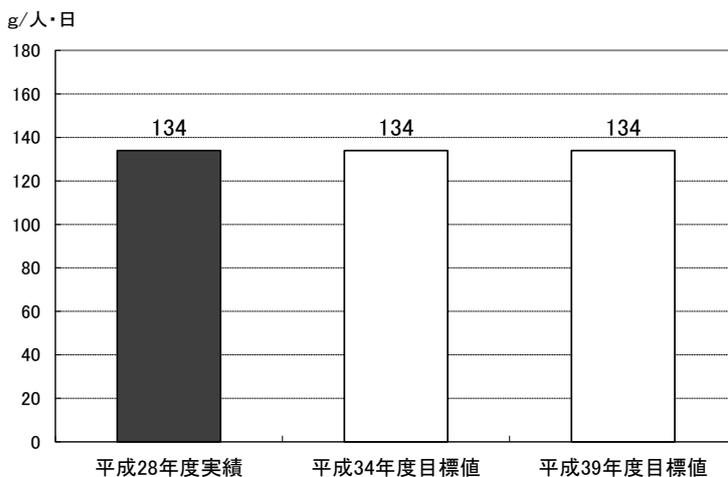


②総ごみ排出量

③ 村民1人1日当たり直接資源化量

収集される資源ごみについて、村民1人1日当たりの量を算出したもので、総人口の増減に関係なく、指標として使用できます。

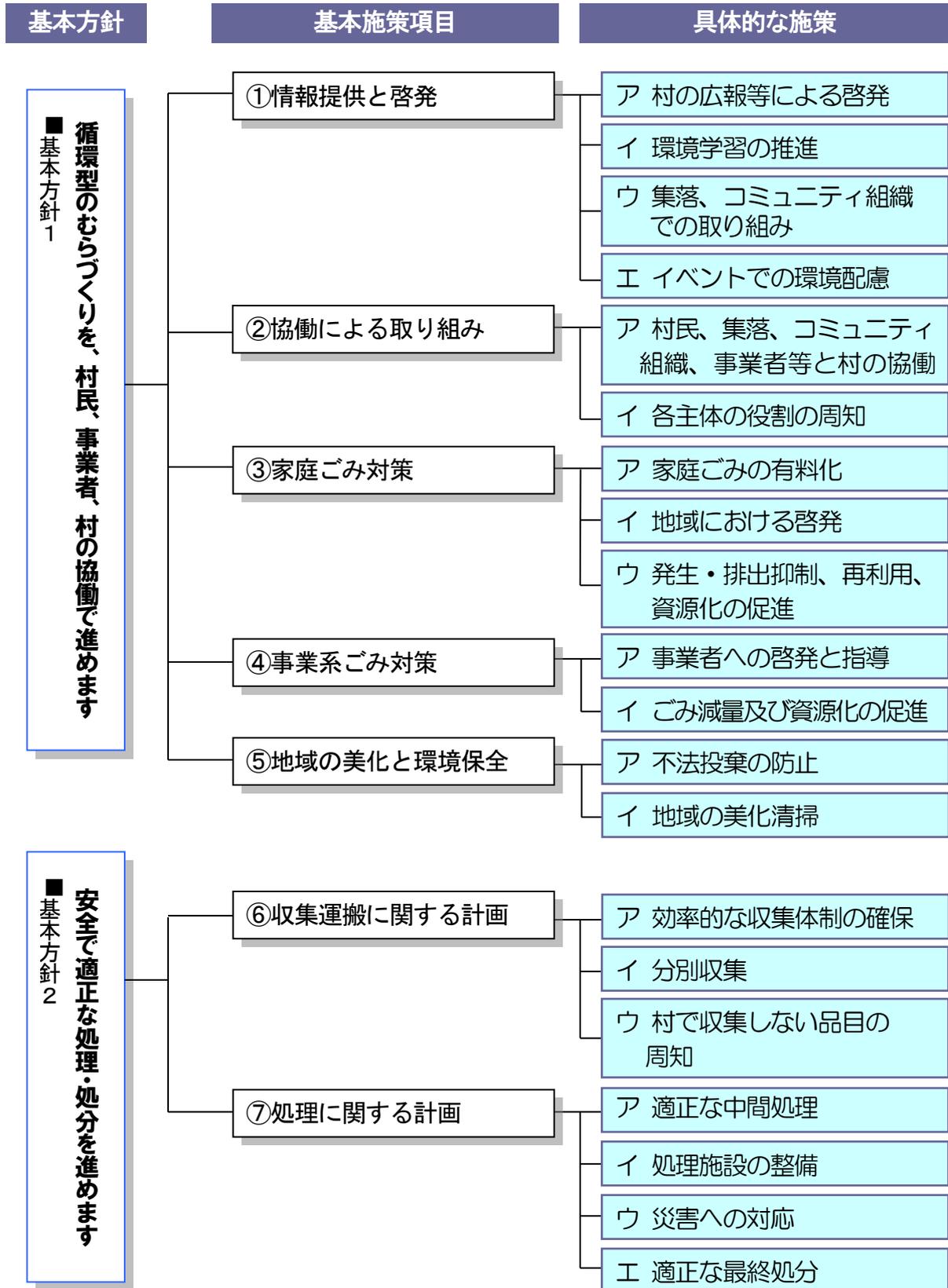
ごみと資源ごみが正しく分別され、資源ごみがきちんと排出されると増加する傾向を持ちます。



③村民1人1日当たり直接資源化量

図 2 計画の目標

(4) 施策体系



3 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の課題

① 下水道への加入の促進

関川村では既に下水道整備が完了しており、生活排水の処理を進める上では、全人口の約7割が暮らす公共下水道区域内での取り組みが最も重要となります。

公共下水道区域内では加入が進み、接続人口は現在のところ約73%で、し尿汲み取り人口が約11%、単独処理浄化槽人口が約14%となっています。

引き続き、未加入の世帯・集落センターや事業所等の加入を促進する必要があります。

下水道加入者は近年減少傾向にあり、また、一人世帯が増加傾向にあることから加入促進が鈍る恐れがあります。近年の加入率にも差があることから集落ごとに重点的指導や啓発を行うなど、加入促進策が重要となります。

② 農業集落排水施設への加入の促進

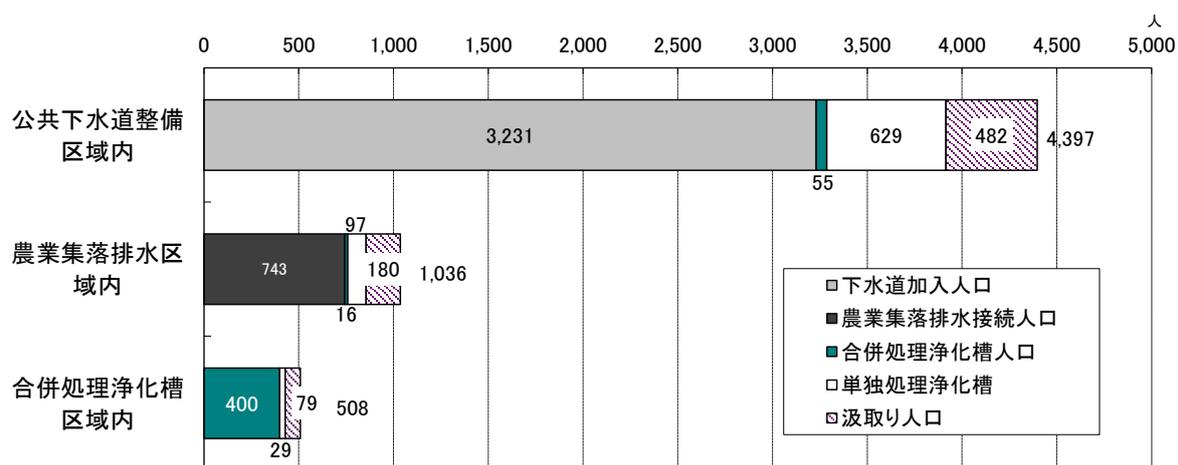
農業集落排水区域内では、接続人口が約72%で、し尿汲み取り人口が約17%、単独処理浄化槽人口は約9%となっています。

引き続き、未加入世帯の加入促進を図る必要があります。

③ 合併処理浄化槽区域の整備促進

合併処理浄化槽区域内では、合併処理浄化槽の整備人口は約79%で、し尿汲み取り人口は約15%、単独処理浄化槽人口が約6%となっています。

引き続き、浄化槽の設置費の補助制度について周知するなど、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。



※ 平成28年9月建設環境課データ,外国人を含む

図3 区域ごとにみた生活排水処理人口の内訳

④ 村民への情報提供と普及啓発

単独処理浄化槽や汲み取り世帯の台所や浴室からの生活雑排水や、工場からの排水が流出することで、荒川、大石川、用水路などの公共用水域の水質が悪化します。

単独処理浄化槽や汲み取り世帯については、その居住区域に応じ、公共下水道や農業集落排水施設への加入もしくは合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。また、河川の水質調査結果、処理施設の効果等の情報提供により、村民と事業者の水質保全意識の向上を図ることが必要です。

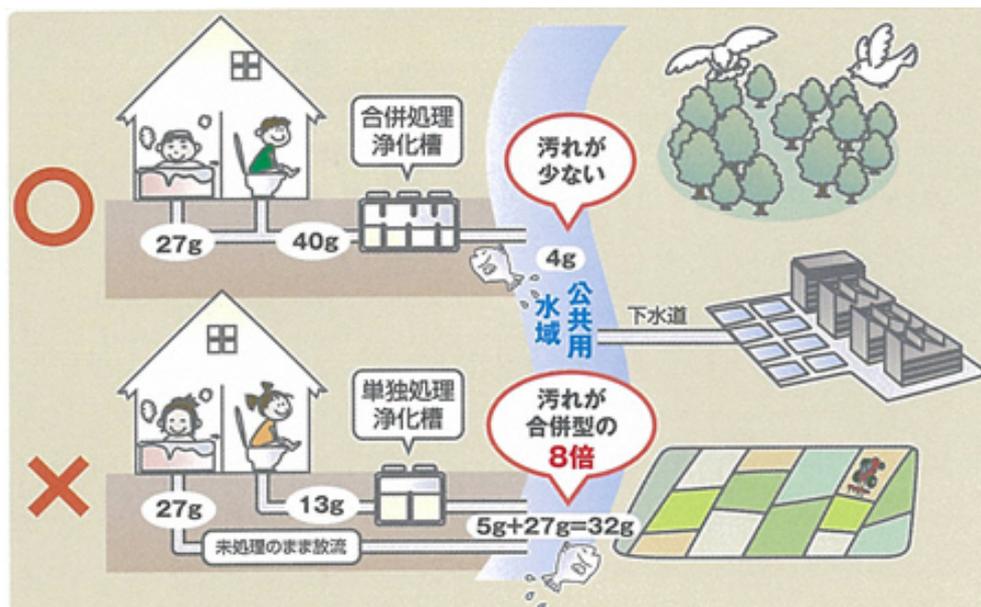
浄化槽設置補助などの促進施策の情報が、対象となる世帯・集落に周知されるようにしなければなりません。集落ごとにみると、下水道や農業集落排水施設への接続率に差があることから、集落ごとに重点的な指導の検討も必要です。



荒沢河川公園



市役所前の水路

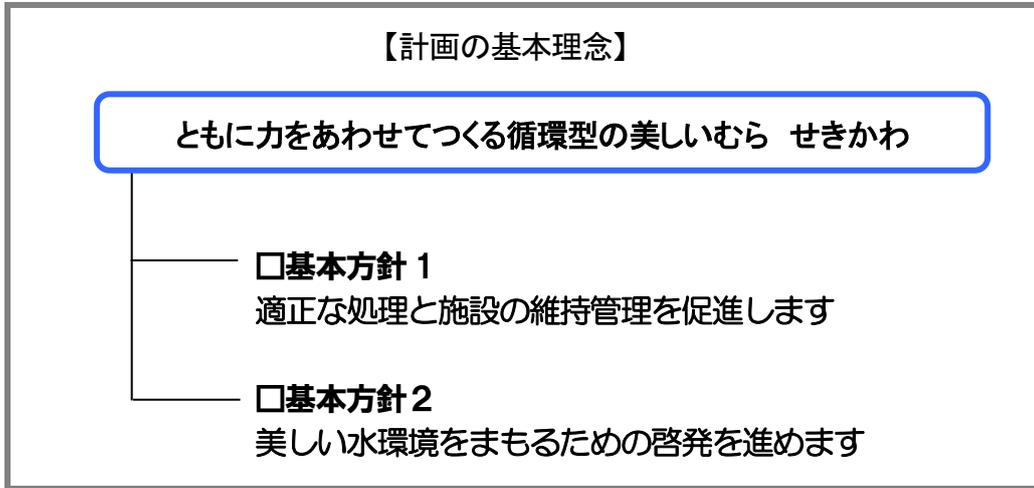


出典：環境省発行「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

図 4 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の比較

(2) 基本方針

計画を推進するための基本理念と基本方針を以下のように定めます。



(3) 計画の目標

生活排水処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を、次の指標項目について定めます。本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

表 2 計画の目標

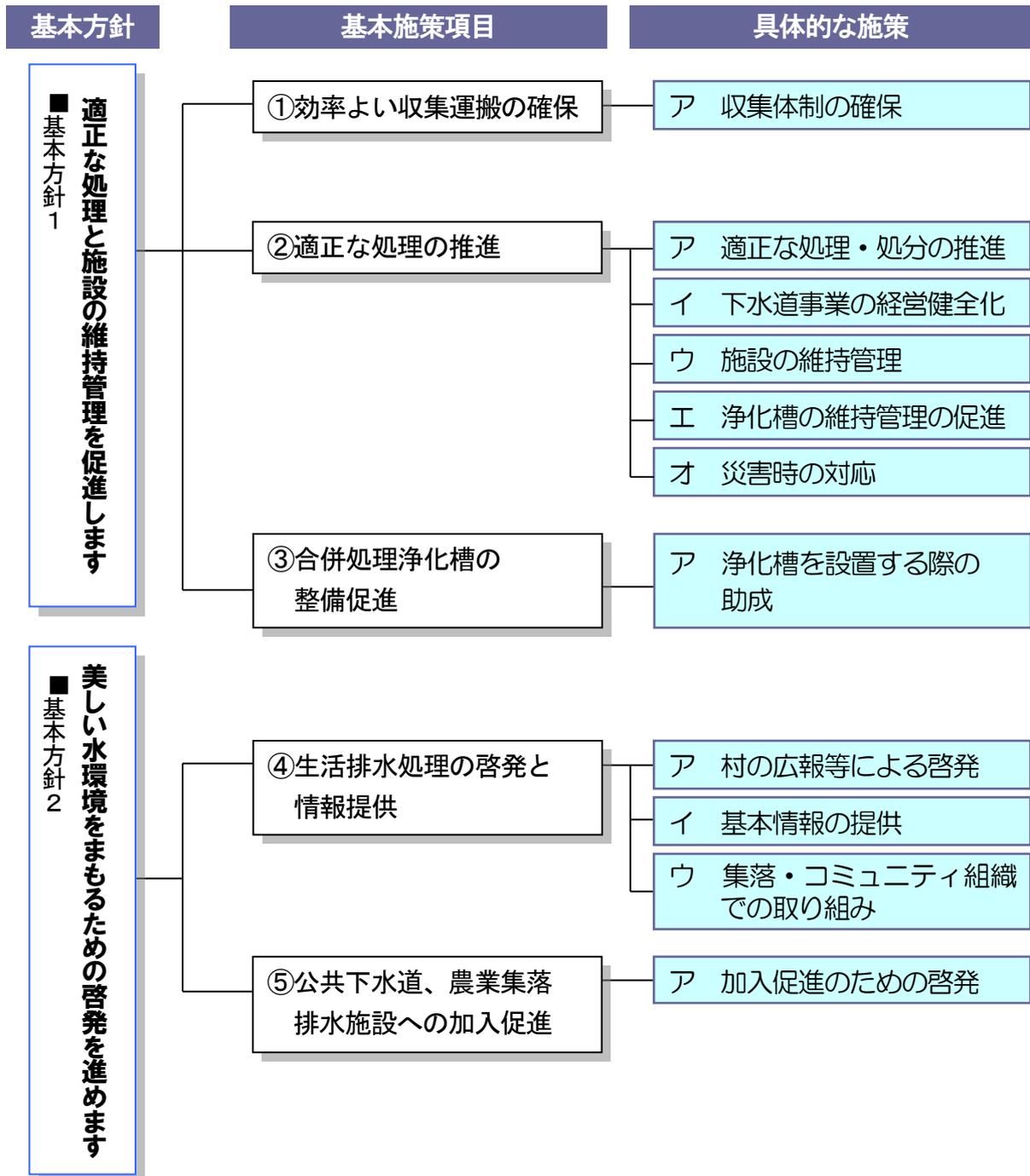
指 標	現状 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度	目標 平成 39 年度
汚水処理人口普及率	98.2%	98.4%以上	98.5%以上

算出式

・汚水処理人口普及率 = (下水道及び農業集落排水等の処理区域内居住人口 + 合併処理浄化槽区域内の合併処理浄化槽整備人口) ÷ 総人口 × 100



(4) 施策体系



関川村一般廃棄物処理基本計画 **【概要版】**

発行 平成 30 年 3 月

編集 関川村建設環境課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

電話 0254-64-1479 (ダイヤル)

Fax 0254-64-0079 (代表)

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>